

○横浜市奨学条例施行規則

昭和41年11月25日

教委規則第13号

改正 昭和43年4月教委規則第2号

昭和50年3月教委規則第3号

昭和56年3月教委規則第1号

昭和62年3月教委規則第10号

平成2年3月教委規則第4号

平成6年3月31日教委規則第11号

平成13年3月30日教委規則第6号

平成19年3月23日教委規則第7号

平成21年3月5日教委規則第4号

平成22年3月25日教委規則第10号

平成23年2月25日教委規則第5号

令和3年3月25日教委規則第3号

令和4年3月25日教委規則第3号

注 昭和62年3月から改正経過を注記した。

横浜市奨学条例施行規則をここに公布する。

横浜市奨学条例施行規則

横浜市奨学条例施行規則（昭和25年12月横浜市教育委員会規則第8号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 奨学金（第2条—第5条）

第3章 補則（第6条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 横浜市奨学条例（昭和28年4月横浜市条例第14号。以下「条例」という。）の施行については、この規則の定めるところによる。

（平21教委規則4・一部改正）

第2章 奨学金

(奨学生願書及び推薦調書の提出)

第2条 条例第5条に規定する奨学生願書(第1号様式)及び推薦調書(第2号様式)は、教育長が指定する日までに提出しなければならない。

2 奨学生を志願しようとする者は、前項の奨学生願書に家族の収入状況を証明する書類を添付しなければならない。

(平6教委規則11・平21教委規則4・令3教委規則3・一部改正)

(選考及び決定)

第3条 教育長は、奨学生を志願した者について選考調書を作成しなければならない。

2 条例第6条第2項の規定による決定通知は、奨学生証書(第4号様式)によるものとする。

3 前項の奨学生証書を受けた者は、その日から10日以内に、保護者連署の上誓約書(第5号様式)を教育長に提出しなければならない。

(平6教委規則11・令4教委規則3・一部改正)

(条例第9条及び第10条の事由発生の届出)

第4条 学校長は、条例第9条及び第10条に規定する事由が生じたと認めるときは、すみやかに教育長に届け出るものとする。

(令4教委規則3・一部改正)

(交付の手続)

第5条 条例第8条に規定する奨学金の交付の手続については、横浜市予算、決算及び金銭会計規則(昭和39年3月横浜市規則第57号)第115条の規定に準じて、奨学生は学校長又はこれに代わる者で教育長が指定するものに委任しなければならない。

(平13教委規則6・平22教委規則10・平23教委規則5・一部改正)

第3章 補則

(平23教委規則5・旧第4章繰上)

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

(平23教委規則5・旧第17条繰上)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、この規則による改正前の規則に基づきなされた手続その他の行為は、この規則に基づきなされたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の規則に基づき作成されている様式及び書類は、なお当分の間使用できるものとする。

付 則 (昭和43年4月教委規則第2号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年3月教委規則第3号)

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年3月教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年3月教委規則第10号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市奨学条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成2年3月教委規則第4号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月教委規則第11号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則、横浜市教育委員会が管理する電子計算機処理等に係る個人情報の保護に関する規則、横浜市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則、横浜市立学校施設使用規則、横浜市立小学校及び横浜市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則、横浜市奨学条例施行規則、横浜市婦人会館条例施行規則、横浜市文化財保護条例施行規則、横浜市三殿台考古館条例施行規則、横浜市青少年野外活動センター条例施行規則、横浜市少年自然の家条例施行規則、横浜市

スポーツセンター条例施行規則、横浜市教育文化センター条例施行規則及び視聴覚教材機材の貸出に関する規則の規定により作成されている様式書類は、この規則の施行の日から1年間は、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成13年3月教委規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市奨学条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成19年3月教委規則第7号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月教委規則第4号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市奨学条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成22年3月教委規則第10号）

（施行期日）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月教委規則第5号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の横浜市奨学条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により入学資金の貸与を受けることとなった者に係る在学証明書の提出、入学資金の返還、返還の免除又は猶予、貸与の取消及び異動の届出については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（令和3年3月教委規則第3号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月教委規則第3号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条第1項)

※担当記入欄

奨 学 生 願 書											
本 人	フリガナ					生年月日 (年齢)	年 月 日				
	氏 名						歳				
	現住所	〒 ー									
	在学 学校名等 (いずれかに☑→)	()立		高等学校		(転)入学 卒業予定	年 月				
	<input type="checkbox"/> 全日制	<input type="checkbox"/> 定時制	<input type="checkbox"/> 通信制	()年		年 月					
保 護 者	氏 名					本人との 続柄(間柄)	申請する年の 4月30日時点で保 護者が横浜市内 に居住している こと				
	現住所	〒 ー 横浜市 区				(連絡先TEL ー ー)					
生 計 を 同 じ く す る 家 族	本 人 の 続 柄	氏 名	年 齢	未就学児を除く全ての方について、 AとBのいずれかに記入が必要です。					障害者 手帳を 添付さ れる方 ↓○	本欄には何も 記入しないで ください。	
				A 取入等の 書類を 提出 ↓☑	B (1)・(2)のいずれかに記入						
				(1) 昨年度 まで学生 ↓☑	(2)本年度に学生 ↓☑及び記入	学校設置者	学校名(正式名称)	校種 下記 1~9	自宅外 通学 ↓○		総
	本人			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私 立					
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私 立					
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私 立					ひ □
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私 立					生 □
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私 立					施 □
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私 立					障
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私 立					成
奨学金を 必要とする理由 (記入必須)										
横浜市教育委員会教育長 横浜市奨学生として奨学金の支給を受けたいので願ひ出ます。 年 月 日 本人(自署) _____ 保護者(自署) _____											

校種 1:小学校 2:中学校 3:高等学校 4:高等専門学校 5:専修学校(高等課程) 6:専修学校(専門課程)
7:短期大学 8:大学 9:大学院

◎科目履修生・聴講生・研究生、専修学校(一般課程)、各種学校(予備校・職業訓練校・農業大学校等)は除きます

(A4)

第2号様式(第2条第1項)

推 薦 調 書			
氏 名			学 業 成 績 (5段階で記入のこと)
在 学 学校名	立	高等学校	教科・科目
課程・学年	制	年	年
推 薦 所 見 (学業・人物・経済状況等)			
<p>上記の者は、横浜市奨学条例第2条に該当するものと認め、推薦します。</p> <p>年 月 日</p> <p>(あて先) 横浜市教育委員会教育長</p> <p>学校名</p> <p>学校長名</p> <p>連絡先</p> <p>〒 番 号 : 住 所 : 電 話 番 号 : 担 当 者 : (記 入 者 名) (奨学金担当者名)</p>			

この書類は、高等学校で作成してください。

(A4)

第4号様式(第3条第2項)

奨 学 生 証 書

教学第 号

年 月 日

選定番号	
------	--

氏名

様

横浜市教育委員会教育長

あなたを横浜市奨学生とし、次のとおり奨学金を支給します。

学校名 (課程・学年)	高等学校 制 年
支給金額	月額 円
	年額 円
期間	年 月から
	年 月まで

(A4)

第5号様式(第3条第3項)

誓 約 書

横浜市奨学条例により奨学金(月額 円)を受けることについては条例その他の規程に違反しないことを誓約します。

年 月 日

(提出先)

横浜市教育委員会教育長

奨学生立.....高等学校
.....制 年 選定番号 第.....号
住 所
(自署)氏 名

保護者(又は扶養者)

住 所
(自署)氏 名

(A4)

第1号様式（第2条第1項）

（令4教委規則3・全改）

第2号様式（第2条第1項）

（令4教委規則3・全改）

第3号様式 削除

（令3教委規則3）

第4号様式（第3条第2項）

（令4教委規則3・全改）

第5号様式（第3条第3項）

（令4教委規則3・全改）